

おもてなしの宿魅力向上支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宿泊施設の整備等を目的として交付するおもてなしの宿魅力向上支援補助金に関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48条。以下「規則」という。）及び、天草市補助金等交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。
- (2) 天草産材 天草管内で生産され、かつ、市内で製材された木材で新品のもの又は上天草市若しくは苓北町で製材された木材で新品のものであって、市との事前協議により認められたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内で前条に規定する宿泊施設の整備等を実施しようとする者で旅館業法の届出を行ってから5年以上の営業実績がある者とする。なお、事業を継承した場合で、当該宿泊施設が同様の営業実績を有する場合も対象とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、宿泊施設の整備等に必要経費（以下「補助対象経費」という。）で別表1に定める経費とする。なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）等で義務化された基準で建てられた施設が、別表1のバリアフリー化整備事業（施設整備）及びバリアフリー化整備事業（客室整備）を行う場合、原則、義務化された基準を超える整備を行う場合のみ補助対象とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に別表2に掲げた補助率を乗じた額とする。ただし、別表3に定める収容定員に応じた金額を上限とし、予算の範囲内で交付する。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付回数は年度にかかわらず同一宿泊施設に対して1回限りとする。た

し、令和5年度に補助金の交付を受けた者で、別表1に定めるバリアフリー化支援を実施する場合は、この限りではない。

(申請に係る添付書類)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書に別表4から別表7に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

(実績報告に係る添付書類)

第6条 規則第12条の規定により、補助金の実績を報告する者は、様式第6号による実績報告書に次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業の改修前後の写真、完了届、納品書等
- (2) 天草産材を使用した場合は、使用木材出荷証明書(様式第3)
- (3) 天草産材を使用した場合は、使用原木出荷証明書(様式第4)
- (4) 宿泊施設整備等に係る請求書又は領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

事業分類	費用区分	補助対象経費
おもてなしの宿魅力向上支援	施設整備	施設の魅力向上、衛生確保及び宿泊者のニーズ充足のために必要な工事等に要するもので、次に掲げる経費。 (1) 玄関(エントランス)、浴室、トイレ、洗面設備等の整備 (2) 内装の改修等(例: 壁紙、畳、ふすまの貼り替え等) (3) 外壁、屋根の改修等(例: 塗装、防水対策等) (4) その他市長が必要と認めるもの
	環境整備	宿泊客の受入を行うに当たり必要な環境整備に要するもので、次に掲げる経費。 (1) 施設内における無料公衆無線LAN環境の整備 (2) 照明器具類の整備 (3) 冷暖房設備の整備(例: エアコン等) (4) 周辺景観の整備(例: 電柱・電線等の移転、樹木伐採等) (5) その他市長が必要と認めるもの
	補助対象外経費	(1) 交付決定前の実施にかかった経費 (2) 改修後の維持費、メンテナンスに係る経費 (3) コンサルティングに係る経費 (4) 間接経費(収入印紙代、振込手数料等) (5) 土地の取得に要する経費 (6) 広報広告に係る経費 (7) 工事を伴わない設備(家具や機器等)の購入に係る経費 (8) 法令上設置・管理等が義務付けされているものに係る経費 (9) 事業目的に照らして直接関係しないものなど、市長が適切でない判断する経費
バリアフリー化支援	バリアフリー化整備に向けた改善策等の提示を受けるコンサルティング事業	バリアフリー化整備に向けた改善策の提示を受けるコンサルティングに要するもので、次に掲げる経費。 (1) 報告書作成費、旅費、その他必要と認める経費
	バリアフリー化整備事業(施設整備)	バリアフリー化整備のため、補助の対象となる施設及び当該施設の敷地内で行う、以下の施設及び設備の整備に要する経費。 (1) 敷地内の通路 (2) 出入口(直接地上へ通ずる) (3) 出入口(2以外) (4) 廊下等 (5) 階段 (6) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (7) エレベーター及びその昇降ロビー (8) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (9) 便所 (10) 浴室・シャワー室 (11) 駐車場 (12) 標示・誘導 (13) 標示・誘導までの経路 (14) その他整備(洗面所、更衣室・脱衣室、緊急時の設備、子育て支援環境の整備等)
	バリアフリー化整備事業(客室整備)	バリアフリー化整備のため、補助の対象となる施設及び当該施設の敷地内で行う、宿泊施設の客室等の整備に要する経費。 (1) ホテル又は旅館における高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省ガイドライン)に準じた整備
	バリアフリー化整備事業(備品購入)	バリアフリー化整備のため、補助の対象となる施設及び当該施設の敷地内で行う、以下の施設及び設備の整備に係る備品の購入費(改修工事を伴わないもの) (1) 敷地内の通路 (2) 出入口(直接地上へ通ずる) (3) 出入口(2以外) (4) 廊下等 (5) 階段 (6) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (7) エレベーター及びその昇降ロビー (8) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (9) 便所

	(10) 浴室・シャワー室 (11) 宿泊施設の客室 (12) 駐車場 (13) 標示・誘導 (14) 標示・誘導までの経路 (15) その他整備（洗面所、更衣室・脱衣室、緊急時の設備、子育て支援環境の整備等）
補助対象外経費	(1) 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費等） (2) バリアフリー設備設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費 (3) 直接バリアフリー化とは関係のない設備 (4) 法律上設置が義務付けられているもの (5) リース・レンタルによる設置機器に係る経費 (6) 契約から支払までの一連の手続きが、市が指定する期日までに行われていない経費 (7) 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 (8) 補助金申請書に記載のものとは異なる整備等を購入した経費 (9) 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 (10) 他の取引と相殺して支払が行われている経費 (11) 中古品の購入経費 (12) 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 (13) 借入金等の支払利息及び遅延損害金 (14) 土地の取得、補償、賃借に係る経費 (15) 他の補助金等の補助制度の対象となった経費 (16) その他市長が適切でないと判断する経費

別表 2

事業分類	費用区分	補助率
おもてなしの宿魅力向上支援	施設整備	2分の1
	環境整備	2分の1
バリアフリー化支援	バリアフリー化整備に向けた改善策等の提示を受けるコンサルティング事業	4分の3
	バリアフリー化整備事業（施設整備）	4分の3
	バリアフリー化整備事業（客室整備）	4分の3
	バリアフリー化整備事業（備品購入）	4分の3

別表 3

収容定員(人)	補助上限額
1～50	300万円
51～100	400万円
101～200	500万円
201～	600万円

別表 4

おもてなしの宿魅力向上支援の申請をする場合

申請時必要書類
(1) 事業計画書、収支予算書（様式第5-1） (2) 規約、定款、会則等 (3) 旅館業法第3条第1項に基づく旅館業許可証の写し (4) 平面図または立面図（宿泊室・共用部・家主使用部分の区別が分かるもので、補助事業実施箇所を明示したもの） (5) 宿泊施設整備等の予定箇所の画像（写真） (6) 宿泊施設整備等に係る見積書の写し (7) 事業を継承している場合は、事業譲渡証明書（様式第1） (8) 誓約書（様式第2）

別表 5

バリアフリー化支援（バリアフリー化整備に向けた改善策等の提示を受けるコンサルティング事業）を申請する場合

申請時必要書類
(1) 事業計画書、収支予算書（様式第5-2） (2) 規約、定款、会則等 (3) 旅館業法第3条第1項に基づく旅館業許可証の写し (4) 経費の見積書又は積算明細書 (5) 調査工程表 (6) 主要経路を含めた施設全体の図面 (7) コンサルティング事業者の事業実績等 (8) 事業を継承している場合は、事業譲渡証明書（様式第1） (9) 誓約書（様式第2）

別表 6

バリアフリー化支援（バリアフリー化整備事業（施設整備又は客室整備））を含む申請をする場合

申請時必要書類
(1) 事業計画書、収支予算書（様式第5-3） (2) 規約、定款、会則等 (3) 旅館業法第3条第1項に基づく旅館業許可証の写し (4) 平面図または立面図（宿泊室・共用部・家主使用部分の区別が分かるもので、補助事業実施箇所を明示したもの） (5) 施設整備等の予定箇所の画像（写真） (6) 経費の見積書又は積算明細書 (7) 仕様書 (8) 工事工程表 (9) 整備後の主要経路（※1）の図面 (10) 事業を継承している場合は、事業譲渡証明書（様式第1） (11) 誓約書（様式第2）

※1 主要経路とは、施設整備及び車椅子利用者用客室に関しては「移動等円滑化経路」とする。

別表 7

バリアフリー化支援（備品購入）のみ申請する場合

申請時必要書類
(1) 事業計画書、収支予算書（様式第5-3） (2) 規約、定款、会則等 (3) 旅館業法第3条第1項に基づく旅館業許可証の写し (4) 経費の見積書又は積算明細書 (5) 仕様書 (6) 整備後の主要経路（※1）の図面 (7) 事業を継承している場合は、事業譲渡証明書（様式第1） (8) 誓約書（様式第2）

※1 主要経路とは、共用部の備品に関しては「移動等円滑化経路」とする。